

消費税に関する各種お問合せ先

キャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せ先

中小・小規模事業者の方のキャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せは、「ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）」で受け付けております。

※ 中小・小規模事業者とは、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者をいいます。また、このほかにも、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので、詳細についてはホームページをご覧ください。

ナビダイヤル 0570-000-655 **【受付時間】** 10:00~18:00 (土日祝除く)

URL <https://cashless.go.jp>

ホームページはコチラ→



転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関するお問合せ先

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で、①転嫁に関するお問合せ、②広告・宣伝に関するお問合せ、③消費税総額表示に関するお問合せ、④便乗値上げに関するお問合せのほか、軽減税率制度の概要に関するお問合せを受け付けております。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

フリーダイヤル 0120-200-040 (無料) **【受付時間】** 9:00~17:00 (土日祝除く)

ナビダイヤル 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00 (土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp>

ホームページはコチラ→



軽減税率制度に関するお問合せ先

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料) **【受付時間】** 9:00~17:00 (土日祝除く)

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を押す。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しております。

軽減税率制度に関する情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しております。

説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しております。

特設サイトはコチラ→



消費税に関する一般的なご相談（軽減税率制度以外）を希望される場合は、「電話相談センター」をご利用ください。

電話相談センターは、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、つながります。

なお、消費税（軽減税率制度を含む。）に関して、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「2」を押し、面接日時等を予約していただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けております。

消費税の確定申告をされる方へのお知らせ

消費税の軽減税率に関する説明会を、各税務署で開催しています

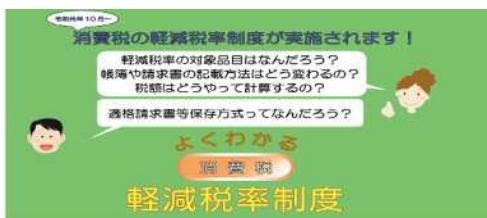
各税務署において、令和元年10月から実施された軽減税率制度の概要や、記帳から確定申告書の作成方法についての説明会を開催していますので、ぜひご参加ください。

なお、説明会の開催日程については、国税庁ホームページでご確認ください。

「国税庁動画チャンネル」に、軽減税率の動画を掲載しています

YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に、消費税の軽減税率に関する動画を掲載しています。

いつでも、どこでもアクセスできますので、各税務署で開催している説明会に参加できない方や、軽減税率制度の内容を確認したい方など、ぜひお気軽にご覧ください。



国税庁動画チャンネルはコチラ⇒



申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率対象品目の取引がある場合、確定申告に当たっては、**区分経理をした帳簿**^{※1}が必要になります。

なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った**「課税取引金額計算表」**^{※2}（簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分）を記載して準備しておくと、確定申告書の作成がスムーズになります。

※1 区分経理をした帳簿とは、令和元年9月30日以前の税率と令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿のことです。

※2 「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。



計画的な納税資金のご準備をお願いします

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率により計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、**確定申告時の納付額が増加します**ので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。